

○下関市青少年補導センター運営協議会規則

平成17年 2 月13日
教育委員会規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市青少年補導センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、補導関係機関、団体及び民間有識者のうちから下関市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

3 会議の議長は、会長とする。

4 会議における議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(補導委員の推薦)

第6条 協議会は、下関市青少年補導委員設置規則（平成17年規則第73号）による青少年補導委員の候補者を市長に推薦する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、補導センター内に置く。

(その他)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。

附 則 (平成20年9月1日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。